合併協定項目27 交通・防犯関係事業の取扱いについて

合併協定項目27 交通・防犯関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 21 年 5 月 15 日提出 始 良 西 部 合 併 協 議 会 会 長 城 光 寺 俊和

交通・防犯関係事業の取扱いについて

【交通安全・防犯関係】

- 1 交通安全対策会議については、合併時に新たに設置する。
- 2 交通安全計画については、新市において、速やかに作成する。 なお、新市の交通安全対策会議において、当該計画が作成されるまでの 間は、旧町の現計画を運用する。
- 3 交通安全専門指導員については、合併までに調整する。
- 4 3 町が構成団体となっている鹿児島県市町村総合事務組合の交通災害 共済事業については、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日 に新たに加入する。
- 5 加治木町の交通安全協会連絡協議会,交通安全母の会及びスクール ゾーン対策協議会並びに姶良町の交通安全対策推進協議会,交通安全連 絡協議会,交通安全母の会及びスクールゾーン対策委員会並びに蒲生町 の交通安全町民会議については,合併時に統合できるよう調整に努める ものとする。
- 6 姶良町の防犯組合連絡協議会及び暴力追放宣言の町推進協議会については、原則として現行のとおりとする。ただし、当該協議会について、新市全域を活動範囲とする団体に再編するか否かを含め、合併までに調整する。
- 7 防犯灯の新設及び修理に関する事業については、合併までに調整する。

【地域交通関係】

- 1 加治木町の循環バス運営事業並びに姶良町の上名地区乗合バス運行事業及びふるさとバス運行事業並びに蒲生町のJRバス代替対策事業及び町内巡回バス運行事業については、現行のとおり、新市に引き継ぐ。
 - なお,運行経路,運行方法,運賃等については,住民の利便性及び効率 性を考慮し,新市において調整する。
- 2 加治木町及び姶良町の生活交通路線バスの維持に関する補助事業については、住民の交通手段確保のため、現行のとおり、新市に引き継ぐ。